

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、昭和47年10月の結婚を機に、A県B市からC市D区に転居し、区役所で転入手続とともに国民年金の住所変更手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間前後の国民年金保険料が納付済みなのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、昭和53年10月から61年3月までは国民年金に任意加入して保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「昭和47年10月の結婚を機に、A県B市からC市D区に転居し、区役所で転入手続とともに国民年金の住所変更手続をし、国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳から、昭和47年10月ごろにC市D区に転居し、その際に住所変更手続をしたことが確認できる上、上記申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る特殊台帳の保険料検認欄の記載内容において、昭和46年4月から同年12月までの期間は、一度納付済みとされた後に未納と訂正され、再度納付済みとされるなど、申立期間当時、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかった事情がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 524

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年2月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月9日から同年11月1日まで

私は、昭和18年4月にA社B工場に技能者養成工として集団就職し、20年2月、同社C工場に転勤し、同年10月31日に同社C工場を退職したのに申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況等及び終戦後の工場閉鎖に至る経過に係る具体的な供述、申立人が所持する工員手帳に「昭和18年4月8日B工場養成工入職」、「20年2月14日C工場入職」と記載されていること、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の「資格喪失原因」欄に「転勤」と記載されていることが確認できること、及び同社B工場に勤務していた当時の同僚は、「申立人はC工場に転勤した。」、同社B工場及び同社C工場における同僚(昭和20年9月1日に資格喪失)は、「私が退職したときに申立人はC工場にいた。」とそれぞれ供述していることから、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務(昭和20年2月14日にA社B工場から同社C工場に異

動)していたことが認められる。

また、A社に照会した結果、「当時、いくつかの軍管理工場を設置しており、C工場もそのうちのひとつで、同工場は、昭和18年12月に設立し、終戦をもって閉鎖している。また、詳細は不明であるものの、一般的な在籍者は厚生年金保険に加入していた。さらに、申立人が、『申立期間当時の上司には部長職の者が在籍していた記憶がある。』と供述していることについては、上司が部長職であったとの記憶がある者は、当時、同社C工場に在籍していたとほぼ断定できるのではないかと思われる。」と回答している。

さらに、当該上司は、A社C工場において昭和20年10月15日付けで被保険者資格を喪失し、同日付けで同社本社において再取得していることについて、同社に照会した結果、「当社が保管する人事記録から、当該上司は昭和21年1月1日付けで当社本社に在籍していたことが認められるものの、当該上司の当社C工場における被保険者記録から、20年10月15日ごろに当社本社に異動したかもしれない。」と回答しているところ、申立人は、「部長が同社C工場から同社本社に異動後すぐやめるようなことはしておらず、昭和20年10月末日までは勤務していた。」と供述している。

加えて、A社C工場について、社会保険事務所が保管する事業所名簿（書換え後）に記載は無く、厚生年金保険被保険者名簿も存在しないため、同社C工場が、厚生年金保険の適用事業所に該当になった期間は特定できないものの、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の備考欄に、「D社C工場」と記載されている厚生年金保険被保険者が多数いることが確認できることから判断すると、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所とされていたことが推認できる。ただし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、被保険者名や資格の取得日などについて、多くの空欄が見受けられるところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認することができない。

なお、E県の資料によれば、E県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とE県が述べていることが確認できるところ、同県の元担当職員は、「E県庁は、火災の被害に遭い焼失した厚生年金記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、全喪事業所もあったので完全に修復できたか否かは不明である。」旨を供述している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の

大規模な消失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年2月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和19年10月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から50円とすることが必要である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

大分厚生年金 事案 525

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和38年5月1日）及び資格取得日（昭和38年12月1日）に係る記録を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月ごろから36年4月15日まで
② 昭和38年5月1日から同年12月1日まで

昭和34年9月ごろにA社に入社し、42年2月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間があるので、両申立期間について調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和36年4月15日に厚生年金保険の資格を取得し、38年5月1日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚らの供述から判断すると、申立人は、申立期間②当時、A社C営業所から同社D営業所への異動に伴い職位が管理職から販

売員に変更となったことがうかがえるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に「管理職から販売員になった。」旨を供述している複数の同僚はいずれも、職位が変更になったとする時期においても厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、管理職として勤務したと供述している複数の同僚は、「いったん管理職になると厚生年金保険被保険者の資格を喪失することはなかった。」旨を供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和36年から39年までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した498人のうち、申立人を含む8人に厚生年金保険の被保険者期間に空白があることが確認できるが、当該同僚は、「一度退職し、再度入社した。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和38年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録及びA社が加入するE組合が保管する健康保険の組合員加入記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致することから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年5月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の妻は、「私の夫は昭和34年9月ごろに、当時勤務していたF社を退社し、部下二人とともにA社G営業所に入社した。」と供述しているところ、昭和35年4月にA社G営業所に入社したとする同僚は、「私が入社してから約1年後に、申立人を含め3人が一緒に入社したと記憶している。」と供述していることから判断すると、申立人は35年4月以降に同営業所に入社したことが推認できる。

また、申立人と同時に入社したとする前述の二人は、既に死亡しており供述を得られないものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者

名簿から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和 36 年 4 月 15 日から約 1 年後の 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の入社より約 1 年早く入社したと供述する前述の者を含む複数の同僚は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 36 年 4 月 15 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立期間①当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立事業所は、「当時の資料は無いが、昭和 40 年ごろの販売員は、入社当初は個人事業主扱いになっており、社会保険に加入させていなかったが、一定期間、営業成績が優秀な者については、社会保険に加入させていた。30 年代も同じ扱いだったと思われる。」と供述していることから判断すると、申立期間①当時、事業主は、営業職の販売員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 526

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和56年12月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月22日から57年5月1日まで

私は、昭和50年4月に、C県にあるA社に入社し、同社が子会社であるD社をE県に設立したことに伴い、56年12月に移籍した。その後、D社が平成12年11月にF社に名称変更されるまでの期間は、A社から引き続き給与が支給されていた。社会保険庁（当時）の記録では、A社からD社に移籍した直後の申立期間について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和56年12月にA社からD社に移籍したものの、移籍後もA社から給与が支給されていた。」と供述しているところ、申立人の所持するA社に係る人事記録（技術員管理カード）において、「昭和56年12月、G事業所開設に伴い転勤」等の記載があることから判断すると、申立人がD社に移籍したとしている以後も、A社との間で雇用関係が継続していることが認められる。

また、B社に照会した結果、「当時の事務担当者は既に退職しており、関連書類は処分されているため、詳細は不明であるものの、申立人は昭和56年12月21日付けで当社を退職し、同日付けで当社の子会社であるD社

に入社した。同社には事務担当者がおらず、厚生年金保険の適用事業所としての届出も行っていなかったため、申立人を含めた同社の社員は当社への出向扱いとして、給与計算等の事務については引き続き当社で行っていた。申立期間についても当社がすべての事務処理を行っているはずである。」と回答しているところ、事業所番号等索引簿においてD社は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、オンライン記録においてF社は名称変更したとされる平成12年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることが確認できる。

さらに、申立人がA社から給与を受け取っていたと主張する昭和56年12月から平成12年11月までの期間のうち、昭和57年5月1日から平成12年11月1日までの期間について、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和57年5月の厚生年金保険被保険者原票から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が雇用保険の離職日の翌日である昭和56年12月22日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、57年5月1日において雇用保険及び厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者の資格について、56年12月22日付けで喪失し、57年5月1日に再度取得した旨の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る56年12月から57年4月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、62年6月から同年8月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から同年9月まで
② 昭和62年6月から同年8月まで

申立期間①については、市から国民年金保険料の納付書が送付されていたのであれば納付したと思う。申立期間②については、失業中で国民年金保険料が納付できなかったため、免除申請を行い、後に全額免除を認めるとの通知が届いた。申立期間①の国民年金保険料が納付、及び申立期間②が申請免除期間と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和62年1月ごろに払い出され、申立人は直後の同月22日に、その時点で免除期間として申請可能な61年10月までの期間について免除申請していることが確認できるところ、当該期間は、当該払出時点では、既に免除申請できなかったことによる未納期間であると考えられる。

また、申立人は、「市から国民年金保険料の納付書が送付されていたのであれば納付したと思う。」と主張するのみで、申立期間①の国民年金保険料の納付方法や納付金額についての記憶が曖昧である上、上記のとおり、国民年金手帳記号番号が払い出された直後に免除申請していることを踏まえると、申立期間①の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人は、「厚生年金保険から国民年金への切替手続を自分でしなければならないとの認識がなかった。」と主張していることから、当該期間は、申立人が厚生年金保険の資格喪失後に、国民年金の

再加入手続を行わなかったことによる未加入期間であると推認でき、当該期間に係る免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

- 3 申立人が、両申立期間に係る国民年金保険料を納付又は免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、両申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 687

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、両親のどちらかがしてくれたと思う。私の弟は、20 歳から国民年金保険料を納付した記録となっているので、私も同様に、親が納付してくれたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の両親の記憶は曖昧であるため、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 61 年 11 月ごろに払い出されたことが推認でき、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人のオンライン記録によると、当該払出時点で、昭和 61 年 4 月までの現年度保険料をさかのぼって納付していることが確認できるものの、上記払出時点で既に過年度となる申立期間については、申立人の両親が証言する口座振替による国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられるなど、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 3 月に A 県立 B 高等学校建築科を卒業し、同年 4 月に C 社に就職した。その後、C 社は社名を D 社に変更したが、会社の所在地及び代表者に変更は無く事業を継続しており、私も継続して勤務していたので、C 社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、勤務期間は特定できないものの、申立人が所持する A 県立 B 高等学校の卒業生名簿から判断すると、申立人が C 社に就職し、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社については、事業所番号等索引簿により厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、商業登記簿にも該当する事業所が無い。

また、申立人は、「C 社は社名を D 社に変更したが、私は継続して勤務していた。」と主張しているところ、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会した結果、「C 社があったことは記憶しているが、申立人が勤務していたかは知らない。」と供述している上、申立人は申立期間①当時の同僚について氏名を記憶していないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、事業所番号等索引簿により、D 社は、昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年

金保険の適用事業所に該当していることが確認でき、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「私は、昭和 35 年 2 月 1 日以前から D 社に勤務していたが、申立期間①当時は厚生年金保険の加入は無かった。従業員が厚生年金保険の加入について事業主に交渉した結果、厚生年金保険に加入することとなった経緯を記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人に係る記憶が無く、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の取得日は昭和 35 年 5 月 1 日と記録されており、さかのぼって訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

さらに、D 社は既に解散しており、元事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の、申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述、関連資料を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 528 (事案 322 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月 20 日から平成 3 年 9 月 1 日まで
② 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 1 月 8 日まで
③ 平成 4 年 1 月

申立期間①及び②について、A社に係る社会保険事務所(当時)の記録は、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額の範囲内であるとして、標準報酬月額の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額での記録であることに納得できない。実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいので再度申立てを行う。

また、申立期間③については、A社に係る平成3年12月分の給与明細書において、2か月分に相当する額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。申立期間③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいので、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が所持するA社に係る昭和63年3月から平成3年8月までの期間及び平成3年10月から同年12月までの期間に係る給与明細書において、申立人は、その主張する報酬を得ていたことが認められるものの、厚生年金保険法第75条では、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づ

き保険給付は行わないとしていることから、仮に当該給与明細書の支給総額に基づき標準報酬月額の変更に反映したとしても、保険給付には反映されないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、申立期間①及び②について、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額での記録であることに納得できず、事業所の手続は誤っているとして再度申立てている。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このことを踏まえると、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合であり、前述の申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、当該給与明細書に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額及び当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらない上、申立人からの新たな情報は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 今回、申立人は、申立期間③について、申立人が所持するA社に係る平成3年12月分の給与明細書において、2か月分の厚生年金保険料が控除されているとして再度申立てており、当該給与明細書から判断すると、同年12月分の厚生年金保険料のほかに、4年1月分の厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、申立人の離職日は平成4年1月7日であることが確認できる上、申立人は、同日から同年1月31日までの期間について、申立事業所に勤務していなかったと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務していたことは認められない。

また、A社は、「申立人は平成4年1月7日に当社を退職しているため、同年1月分の保険料を控除すべきでなかったところ、誤って控除していることが認められる。理由は不明である。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成4年1月分の厚生年金保険料を事業主により同年1月分の給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間③について、申立人は当該事業所に雇用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間において、A 県 B 区の C 地下街にある D 社で調理師として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A 県 B 区の C 地下街にあった D 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D 社に店舗を賃貸していた E 社の記録から、D 社を運営していたのは F 社であったことが確認できるところ、同社は事業所番号等索引簿から、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、F 社は既に解散しており、当時の事業主は居所不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

さらに、申立人は、同僚について、姓のみの記憶であるなど、氏名を確認することができないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで
② 平成 14 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社の代表取締役であったが、申立期間①に係る報酬月額は65万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が30万円と記録されている。

また、申立期間②に係る報酬月額は44万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。両申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社に係る申立期間①の標準報酬月額については、当初、厚生年金保険の最高等級である59万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成9年7月31日)の後の平成9年8月14日付けで、7年10月から9年7月までの期間の標準報酬月額について、さかのぼって30万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本及び申立人の妻の供述から、申立人が当該事業所の代表取締役で、申立人の妻が取締役であったことが確認できる。

また、経理担当の取締役であったとする申立人の妻は、「当時、経営状態は悪く、厚生年金保険料を滞納していた。」と供述しており、当時、社会保険事務所(当時)から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人の妻は、「社会保険事務は私が行っていたが、私の夫であ

る申立人に相談した上で行っていた。」と供述しており、当該標準報酬月額
の減額処理について記憶が無いとしているものの、社会保険事務所が、事業
主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断
で処理を行ったものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、申立人のA社に係る申立期
間②の標準報酬月額については、当初44万円と記録されていたところ、平
成14年4月25日付けで、同年1月1日にさかのぼって9万8,000円に引き
下げられ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日
(平成14年5月7日)まで継続していることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本及び申立人の妻の供述か
ら、申立人が当該事業所の代表取締役で、申立人の妻が取締役であったこと
が確認できる。

また、経理担当の取締役であったとする申立人の妻の供述及び社会保険事
務所が所持する質問応答集の記録から判断すると、申立期間②当時、A社は
経営状態が悪く、社会保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、申立人の妻は、「社会保険事務所と相談の上、申立人とも相談し
て、標準報酬月額の引下げに同意した。」と供述している。

- 3 これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責
任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理
に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張
することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係
る記録の訂正を認めることはできない。